

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（財務省）

制 度 名	復興応援国債購入者に贈呈される記念貨幣の非課税措置				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>個人向け国債の 1 つである復興応援国債の保有者のうち、発行日から 3 年目の利払日における保有者に対して贈呈する記念貨幣について、非課税とすること。</p> <table border="1" data-bbox="874 913 1487 1010"> <tr> <td data-bbox="874 913 1220 1010">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 913 1487 1010">▲ 3 6 2 百万円 （ - ）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 3 6 2 百万円 （ - ）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 3 6 2 百万円 （ - ）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>通常の個人向け国債より金利の低い復興応援国債を購入することで、財政負担の軽減に協力いただいた方に対し感謝の意を表すること</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>復興応援国債の保有者に対し贈呈する記念貨幣は、実質的には利子所得とみなされ課税対象となるところ、金利の低い国債を購入することで財政負担の軽減にご協力いただいた方に対して感謝の意を表する必要がある。</p> <p>また、課税された場合、記念貨幣の購入代金に税金分を上乗せした金額を国が一旦負担し、その後、源泉徴収して収納することとなり、合理性が乏しいと考えられることから非課税とすることが必要である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
		政策の達成目標	通常の国債より金利の低い復興応援国債を購入することで財政負担の軽減に協力いただいた方に対し感謝の意を表すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成27年度限り（記念貨幣の贈呈が当該年度のみであるため）
		同上の期間中の達成目標	（政策達成目標に同じ）
	政策目標の達成状況	新設要望のため該当せず	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	適用対象は、平成24年度に発行された復興応援国債を発行日から3年目の利払日に保有していた個人であり、適用対象数は延べ5万3千人程度となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	復興応援国債を購入することで財政負担の軽減にご協力いただいた方に対し感謝の意を表することができる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		復興応援国債を購入することで財政負担の軽減にご協力いただいた方に対し、税制面からも感謝の意をお示しするとともに、記念貨幣の購入代金に税金分を上乗せした金額を国が一旦負担し、その後、源泉徴収して収納するといった合理性が乏しい事務を解消することが可能となる。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>新設要望のため該当せず</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>新設要望のため該当せず</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため該当せず</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため該当せず</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>なし</p>	